

※ 文化財保護法の規定により、重要文化財に指定されたことから、条例第6条第1項の規定に基づき、令和元年11月13日付で当該保存建築物の登録を抹消しております。

登録番号005

真宗本廟東本願寺御影堂	
保存建築物登録年	平成27年
価値付け	国登録有形文化財
概要・活用方法等	当該建築物の西側に接続する御休息所の建替えを実施。御影堂本体の耐震改修については平成16年～21年に実施済み。
工事種別	増築



外観

### 1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	寺院	同左
構造/階数	木造/平家建て	同左
建築面積/延べ面積	(保存建築物合計) 4,577.15㎡/3,646.92㎡	(保存建築物合計) 同左
建築年	1895年(明治28年)	
用途地域/防火地域	近隣商業地域(過半)、商業地域/準防火地域	
設計者	株式会社日建設計一級建築士事務所	

### 2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第21条	高さ13m又は軒の高さが9mを超えるため、主要構造部を耐火構造とする必要がある。	<p>【ハード面での措置】 ドレンチャージャー設備及び放水銃の更新、床下スプリンクラー設備の設置、感知器の更新、避雷設備の更新等</p> <p>【ソフト面での措置】 職員による自衛消防隊の組織、総合防災計画の全面改訂、防火避難設備の定期的な点検、火気使用場所の限定等</p>
法第25条	同一敷地内の木造建築物等の延べ面積が1,000㎡を超えるため、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とする必要がある。	
法第26条	建築物の延べ面積が1,000㎡を超えるため、防火壁で区画する必要がある。	
令第114条	桁行間隔12m以内ごとに小屋裏に隔壁を設置する必要がある。	
法第35条 (令第128条の2)	同一敷地内の木造建築物等の延べ面積が1,000㎡を超えるため、建築物周囲に幅員3mの通路を確保する必要がある。	
法第35条の2 (令第128条の5)	天井及び壁の仕上げを準不燃材料又は難燃材料とする必要がある。	
法第61条	耐火建築物とする必要がある。	



御影堂内観



ドレンチャージャー設備



放水銃